

「個人住民税」「法人市民税」 「固定資産税」など

納税が困難な場合は 徴収猶予の特例制度を ご利用ください

新型コロナウイルスの影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった場合は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになりました。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

なお、猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。申請書などもダウンロードできます。

〈広報ID番号 1024941〉



対象

次の①②を満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別・規模は問いません）。

- ①今年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難である

*②の判断は、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請するかたの置かれた状況に配慮して対応します。

対象となる地方税

- ①今年2月1日から来年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税など、すべての税目が対象となります
- ②上記のうち、すでに納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、さかのぼってこの特例を利用できます

申請手続き

6月30日(火)または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日まで申請が必要です。申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭で伺います

問い合わせ▶納税課☎(888)5481

新型コロナウイルス 各種対策支援事業

4・5ページに掲載した内容は、5月22日現在の情報です。最新情報は、市ホームページなどでご確認ください。

〈広報ID番号 1023877〉…市ホームページ画面上での検索の際に入力してください。

新型コロナウイルス感染症対策地域産業支援事業

県・市の協力金や 国の「持続化給付金」の 対象外の事業者を支援

新型コロナウイルスの影響により売上げが減少し、県・市の協力金の休業要請の対象とならず、また国の「持続化給付金」の要件を満たさなかった中小企業などが対象です。市独自に、下記のとおり「支援金」を交付します。



申請受付は6月15日(月)から。申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

〈広報ID番号 1025152〉

対象

次のすべての要件を満たす中小企業者や小規模事業者など。

- ①国の「持続化給付金」の対象となっていない
- ②県・市の協力金の対象となっていない(営業時間短縮要請に該当しない飲食店を含む)
- ③秋田市内に本社、本店、おもな事業所を有している(業種は問いません)
- ④前年同月と比較して売上げが30%以上50%未満減少している

(1月～12月のうち1か月)

内容

1事業者あたり20万円を交付します(複数店舗を所有していても同一金額)。なお、交付までは、申請受理後7～10日程度かかります

問い合わせ▶新型コロナウイルス対策室
コールセンター☎(803)6861

テイクアウト・デリバリーで 飲食店を応援しよう！

秋田中央地域地場産品活用促進協議会(「農家のパーティ」ネットワーク)のホームページでは、「飲食店等応援プロジェクト」「おうちで秋田メシ！」として、テイクアウトやタクシーでのデリバリーが可能な店舗を掲載しています。ぜひチェックしてみてください。こちらからも→
https://farmers-party-network.jp/takeout_list/



エリア
拡大中!!

タクシーが商品を配達♪
おうちでタクメシ!

「おうちで秋田メシ！」登録店のうち、山王・大町・中通・南通・東通・外旭川地区の飲食店からおおむね2.2km以内の範囲で、タクシーによる配達をご利用いただけます。税込1,500円以上からのご注文となります。配達エリアは今後も拡大予定!

申し込みの流れ

- ①上記ホームページの特設サイト「おうちで秋田メシ！」で参加対象店舗を選び、電話で注文…「おうちでタクメシ！」利用の旨を伝え、注文商品、住所、氏名、電話番号、配達希望時間をお伝えください
- ②ご自宅に商品をタクシーでお届けします…商品代金+配達料金300円を、現金で運転手さんにお支払いください

問い合わせ▶同協議会事務局(産業企画課内)☎(888)5724

市社会福祉協議会の緊急貸付 を受け付けます (保証人不要・無利子)

新型コロナウイルスの影響で、休業や失業などにより生活資金でお悩みのかたへ、特例貸付に関する相談・受付を実施しています。詳しくは、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

<https://www.akita-city-shakyo.jp/>

おもに休業されたかたへ→緊急小口資金▶一時的に必要な生活費として20万円以内で貸し付けます

おもに失業されたかたへ→総合支援資金▶生活の立て直しに必要な生活費を月20万円以内で貸し付けます

*申し込みの際して、必要なものや要件があります。

問い合わせ▶秋田市社会福祉協議会☎(838)6477

新型コロナウイルス対応自治体提携特別融資制度

働くかたの生活資金を 支援します

市内で働くかたを対象に、新型コロナウイルスの影響による収入減少や、休校に伴うお子さんを預け入れるための費用などを支援します。



これは、東北労働金庫が創設した自治体提携特別融資制度に、市が貸付原資を預託し実施されるものです。詳しくは、東北労働金庫秋田支店(☎(866)1311)へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。〈広報ID番号 1025264〉

対象

勤続1年以上で市内居住または市内事業所に勤務しているかた。年収150万円以上など一定の要件があります

内容

融資限度額50万円/返済期間は最長5年
利率は固定金利 年1.0%(保証料は東北労働金庫が負担)/取扱期間は契約日から来年3月末までに実施した融資

問い合わせ▶企業立地雇用課☎(888)5734

国民年金保険料の 免除申請をご利用ください

新型コロナウイルスの影響により国民年金保険料の納付が困難なかたを対象に、臨時的免除申請を受け付けます。申請後、免除の対象となるかたは、今年2月以降の保険料が免除になります。

対象

- 次の①②を満たすかた。
- ①今年2月以降、新型コロナウイルスの影響で業務が失われたことなどにより収入が減少した
 - ②①により、今年2月以降の所得状況から、当年中に見込まれる所得が国民年金保険料の免除などの基準適用相当になることが見込まれる

*免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月まで、学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までのため、申請年度が変更となる場合は再度手続きが必要です。

問い合わせ▶ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004